

# 1 地方財源の確保と地方創生の推進等について

【財務省】

## 《提案・要望事項》

地方が安定的に財政運営を行い、地方創生の取組を着実に推進できるよう、次の事項に取り組むこと。

- 1 人づくりや子ども・子育て支援などの地方創生・人口減少対策、国土強靱化のための防災・減災事業、福祉・医療などの行政サービスを十分担えるよう、必要な一般財源総額を確保すること。  
また、地域経済活性化等の歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。
- 2 本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう地方交付税総額の確保を図ること。
- 3 財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止すること。また、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 4 地方創生推進交付金については、地方公共団体が自由な発想のもと、地域の実情に応じた取組が行えるよう、来年度以降も確実に措置すること。
- 5 地方創生及び一億総活躍社会の実現のためには、将来の我が国を担う人材の育成が不可欠である。教育現場のニーズに応えられる指導体制の確立に向け、専科教員の配置等に係る加配定数の一層の拡充及び専門スタッフ（スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等）の配置に必要な予算を確保すること。

## 【長野県の現況・課題】

- 1 「経済財政運営の改革と基本方針 2015」において定められた「経済・財政再生計画」では、地方も国の取組と基調を合わせた歳出改革に取り組むこととされている。しかし、地方においては、既に相当程度の給与関係経費や投資的経費の削減に努め、高齢化に伴う社会保障関係費の増嵩分を吸収してきており、こうした対応が限界に近づいている。地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策、地域経済活性化対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災対策等の行政サービスを安定的に担うためには、一般財源総額の確保が必要不可欠である。

### ○一般財源等の推移

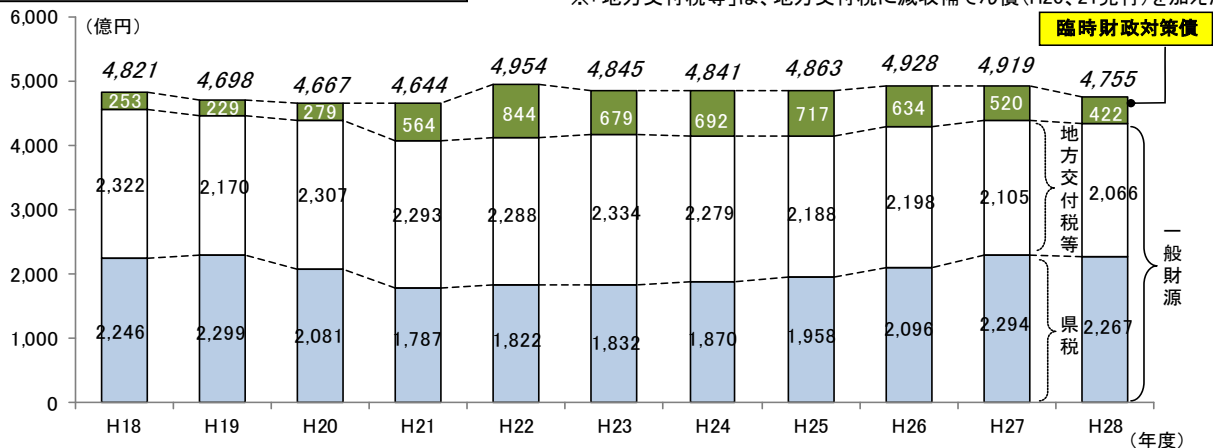
必要な一般財源は恒常的に不足。

※H18～28:決算額

※H19以降の県税は税源移譲分(H19:290億円、H20～:330億円)を除く。

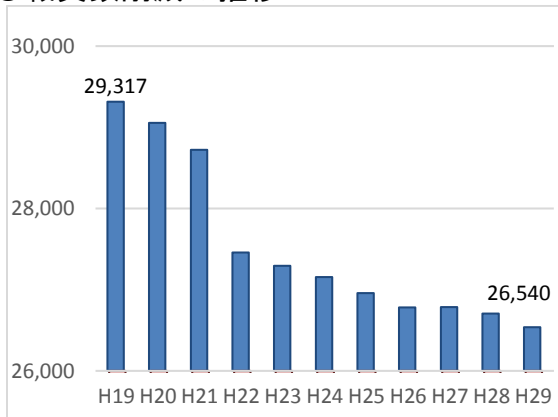
H21以降は地方法人特別譲与税を含む。

※「地方交付税等」は、地方交付税に減収補てん債(H20、21発行)を加えた額。



## ○職員数削減の推移

(単位:人)



行政・公営企業・教員・警察  
(H19~H29) ▲2,777人 (▲9.5%)

⇒財政状況悪化の中、職員数の削減等の行財政改革を断行。現在も、持続可能な行財政基盤の確立に向け、更なる改革に取り組んでいる。

- 2 財源不足を補うための臨時財政対策債の発行は依然として続いており、地方債残高に占める割合が高い水準で推移している上、総務省が示した平成 30 年度地方財政収支の仮試算では、臨時財政対策債は 4.6 兆円と前年度と比べ 12.9%増となっている。

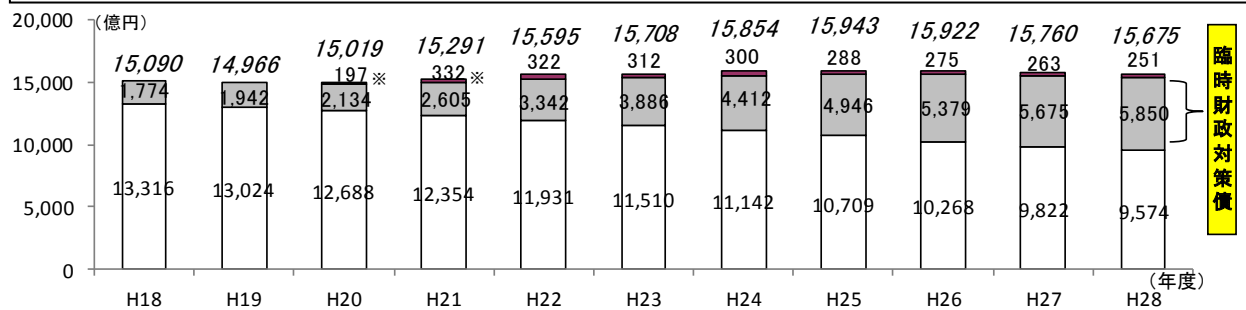
<参考：平成 30 年度地方財政収支の仮試算（総務省）>

一般財源総額：62.5 兆円程度	(平成 29 年度当初予算比	+ 0.4 兆円、+ 0.6%)
・ 地方交付税	：15.9 兆円 (	” ▲ 0.4 兆円、▲ 2.5%)
・ 臨時財政対策債	：4.6 兆円 (	” + 0.5 兆円、+12.9%)

臨時財政対策債の割合が増加している

## ○地方債残高の推移

臨時財政対策債の残高は毎年度増加、地方債残高に対して大きな割合となっている。



※H20、H21は減収債(特例)を発行

- 3 地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に展開し、地方創生の取組を本格化させるためには、一般財源総額の確保に加え、地方創生推進交付金についても継続的に措置すべきである。

平成 30 年度地方創生推進交付金概算要求額：1,070 億円

- 4 必要な教育体制を整えることは国の責務である。平成 32 年度からの次期学習指導要領では、小学校 3・4 年生で新たに「英語活動」が始まり、小学校 5・6 年生において英語が教科化されるため、専科教員の配置が必要である（長野県では約 200 人必要）。

また、今年 4・5 月の本県教職員の時間外勤務時間は、小学校で 58 時間 13 分/人、中学校で 72 時間 23 分/人であり、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの専門スタッフの配置による教員の負担軽減が必要である。

(県所管部局) 総務部、企画振興部、教育委員会